

# インフォメーション

登録衛生検査所 臨床 宮崎

TEL0985-52-6688 FAX0985-52-8093

## 病理組織標本

### 免疫染色加算につきまして

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、病理組織診断につきまして、かねてより標本中の悪性腫瘍がとよく疑われる場合や診断が困難な場合は、病理診断医の判断の元、各種免疫染色を追加実施させて頂いております。

こちらの免疫染色につきまして、最終診断先(宮崎大学外来組織診断部)より、4 種抗体以上を使用した免疫染色が必要と診断された場合は、裏面記載の診療報酬に準じた検査料金をご請求させていただく旨の通達がございました。

この為、弊社と致しましても止む得ず、こちらの該当検査料金をご請求させて頂くこととなりましたのでご案内申し上げます。

何卒、ご理解ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

## 記

### ● 対象項目：

免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 4 種抗体以上

◆ 変更期日：平成 26 年 6 月 2 日（月）診断実施分より

ご不明な点は、弊社営業担当者までご連絡ください。

■ 診療報酬内容：

|     |                          |                       |
|-----|--------------------------|-----------------------|
| 区 分 | N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 |                       |
|     | 1.                       | 1 エストロジェンレセプター 720 点  |
|     | 2.                       | 2 プロジェステロンレセプター 690 点 |
|     | 3.                       | 3 HER2タンパク 690 点      |
|     | 4.                       | 4 EGFRタンパク 690 点      |
|     | 5.                       | 5 CCR4タンパク 10,000 点   |
|     | 6.                       | 6 その他（1臓器につき） 400 点   |

注1 1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、180点を主たる病理組織標本作製の所定点数に加算する。

注2 6について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。

通知

- (1) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。
- (2) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号「N001」電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。
- (3) 「1」のエストロジェンレセプターの免疫染色と「2」のプロジェステロンレセプターの免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作製の所定点数及び注に規定する加算のみを算定する。
- (4) 「3」のHER2タンパクは、半定量法又はEIA法（酵素免疫測定法）による病理標本作製を行った場合に限り算定する。
- (5) 「5」CCR4タンパク及び区分番号「D006-10」CCR4タンパク（フローサイトメトリー法）を同一の目的で実施した場合は、原則として主たるもののみ算定する。ただし、医学的な必要性がある場合には、併せて実施した場合であっても、いずれの点数も算定できる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的必要性を記載すること。
- (6) 「注2」に規定する「確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者」とは、悪性リンパ腫、悪性中皮腫、肺悪性腫瘍（腺癌、扁平上皮癌）、消化管間質腫瘍（GIST）、慢性腎炎、内分泌腫瘍、軟部腫瘍、皮膚の血管炎、水疱症（天疱瘡、類天疱瘡等）又は悪性黒色腫が疑われる患者を指す。これらの疾患が疑われる患者であっても3種類以下の抗体で免疫染色を行った場合は、当該加算は算定できない。
- (7) 肺悪性腫瘍（腺癌、扁平上皮癌）が疑われる患者に対して「注2」の加算を算定する場合は、腫瘍が未分化であった場合等H染色では腺癌又は扁平上皮癌の診断が困難な患者に限り算定することとし、その医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。なお、既に区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法）、「ロ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法以外）又は区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製を算定している場合には、当該加算は算定できない。